	ウ　アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域並びにＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繁時呼量帯域の合計を共用収容ルータの最繁時呼量帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ１ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） エ　アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量パケット数並びにＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繁時呼量パケット数の合計を共用収容ルータの最繁時呼量パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ１ユニット当たり最大処理最繁時呼量パケット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） ⑵　⑴アの音声１Ｇポート数を冗長化考慮したものを音声系冗長化後共用収容ルータ１Ｇインタフェース数とする。 ⑶　⑴アの共用収容ルータ１Ｇボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ１Ｇボード数とし、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービスに係るもの（ポート数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ１Ｇボード数とする。 ⑷　⑴イの共用収容ルータ10Ｇインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Ｇインタフェース数とし、これから光地域ＩＰ10Ｇポート数相当分を減じ、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Ｇインタフェース数とする。 ⑸　⑴イの共用収容ルータ10Ｇボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Ｇボード数とし、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Ｇボード数とする。 ⑹　⑴の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。 3　投資額の算定 次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。 局ごと共用収容ルータ投資額 ＝音声系冗長化後共用収容ルータユニット数×共用収容ルータユニット単価 ＋音声系冗長化後共用収容ルータ10Ｇボード数×共用収容ルータ10Ｇボード単価 ＋音声系冗長化後共用収容ルータ10Ｇインタフェース数×共用収容ルータ10Ｇインタフェース単価 ＋音声系冗長化後共用収容ルータ１Ｇボード数×共用収容ルータ１Ｇボード単価 ＋音声系冗長化後共用収容ルータ１Ｇインタフェース数×共用収容ルータ１Ｇインタフェース単価
音声収容装置	1　設備量の算定 ⑴　収容局ごとに、アナログ電話回線数を音声収容装置回線収容率及び音声収容装置ラインカード当たり最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置ラインカード数とする。 ⑵　⑴の音声収容装置ラインカード数を音声収容装置シェルフ当たり最大収容ラインカード数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置シェルフ数とする。 ⑶　⑵の音声収容装置シェルフ数を音声収容装置架当たり最大収容シェルフ数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置架数とする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと音声収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置投資額を算定する。 ⑴　音声収容装置（回線収容部）投資額 ＝音声収容装置ラインカード数×音声収容装置ラインカード単価 ⑵　音声収容装置（ユニット部）投資額 ＝音声収容装置シェルフ数×音声収容装置シェルフ単価＋音声収容装置架数×音声収容装置架単価 ⑶　音声収容装置（ソフトウェアユニット部相当）投資額 ＝（音声収容装置シェルフ数×音声収容装置ソフトウェア単価）×音声収容装置（ユニット部）投資額÷（音声収容装置（回線収容部）投資額＋音声収容装置（ユニット部）投資額） ⑷　局ごと音声収容装置投資額 ＝音声収容装置（ユニット部）投資額＋音声収容装置（ソフトウェアユニット部相当）投資額